

要素	区分
(A) 定格電圧	(1) 125V以下のもの
	(2) 125Vを超えるもの
(B) 定格電流(定格電流表示のあるものの場合に限る。)	(1) 5A以下のもの
	(2) 5Aを超え30A以下のもの
	(3) 30Aを超え100A以下のもの
	(4) 100Aを超えるもの
(C) 適用電動機の定格容量(定格電流表示のないものの場合に限る。)	(1) 単相で200W以下のもの
	(2) 単相で200Wを超え750W以下のもの
	(3) 単相で750Wを超えるもの
	(4) 3相で750W以下のもの
	(5) 3相で750Wを超え3.7kW以下のもの
	(6) 3相で3.7kWを超えるもの
(D) 可溶体の主材料	(1) 銀のもの
	(2) 亜鉛のもの
	(3) 銅のもの
	(4) その他のもの
(E) 内筒(筒型ヒューズの場合に限る。)	(1) あるもの
	(2) ないもの
(F) 再使用(筒型ヒューズの場合に限る。)	(1) できるもの
	(2) できないもの
(G) 内部充てん物	(1) あるもの
	(2) ないもの
(H) 端子(筒型ヒューズの場合に限る。)	(1) 刃形のもの
	(2) 筒形のもの
	(3) 締付け形のもの
	(4) その他のもの
(I) 溶断の表示	(1) あるもの
	(2) ないもの
(J) 用途	(1) 電動機用のもの
	(2) 短絡保護専用のもの
	(3) その他のもの
(K) 定格遮断電流	(1) 1,500A以下のもの
	(2) 1,500Aを超え5,000A以下のもの
	(3) 5,000Aを超え10,000A以下のもの
	(4) 10,000Aを超え20,000A以下のもの
	(5) 20,000Aを超え30,000A以下のもの
	(6) 30,000Aを超えるもの

備考:該当する要素記号及び区分番号に 印を付して下さい。

JET31004-1/1-(end)